

浄化槽法・愛知県条例改正説明会 Q & A

【法・条例の適用について】

Q 1 今回、改正となった法・条例の対象となる市町村は？

A 1 法については愛知県全域を含む全国が対象となる。

県条例については、保健所設置市である名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除くすべての市町村となる。保健所設置市については、それぞれの市の条例が適用される。

Q 2 今回、改正となった法・条例はいつから適用されるのか？

A 2 令和 2 年 4 月 1 日から適用となる。

なお、条例施行規則様式第 9（第 10 条関係）については、既に作成されている標識は、当分の間、使用することができる。

また、愛知県浄化槽指導要領で定めた事項のうち、「保守点検業務を契約したときは、契約年月及び保守点検業者名等を記載した浄化槽保守点検契約済証をブロワー等に貼付すること」については、これまでに作成したものが使用できなくなってしまうことを避けるため、2022 年 4 月 1 日までに対応することとしている。

【浄化槽管理士の専属・専任について】

Q 3 浄化槽管理士について、浄化槽保守点検業者の専属とはどういうことか？

A 3 1 人の浄化槽管理士は、1 つの浄化槽保守点検業者にしか所属できないことをいい、具体的には、浄化槽保守点検業者は所属する浄化槽管理士を登録する必要があるが、他の浄化槽保守点検業者で登録されている浄化槽管理士を登録することはできないということである。

なお、浄化槽法上、浄化槽保守点検業者に登録されていない浄化槽管理士に対して、浄化槽保守点検業を実施させることはできない。また、条例上、自社に登録されていない浄化槽管理士に自社の浄化槽保守点検業務を実施させることもできない。

Q 4 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。とは、具体的にどういうことか？

A 4 愛知県内（保健所設置市を除く）で浄化槽保守点検業務を実施する場合は、愛知県内に営業所を設置する必要があり、複数の営業所を設置する場合は、営業所ごとに浄化槽管理士を置く必要がある。

Q 5 営業所の専任であることとはどういうことか？

A 5 基本的に 1 つの営業所に所属し、営業所は営業区域を登録するため、その営業区域でしか仕事ができない。ただし、不測の事態等による欠員や業務繁忙期等による応援など、臨時的な対応であれば構わない。（ただし理由が明確であることが条件。）

欠員等であれば、3 週間以内に人員配置等の見直しを行い、変更届出の提出が必要となる。これらの対応ができない場合は、罰則の対象となる。

【浄化槽管理士の資格を証する書類】

Q 6 浄化槽の保守点検時に携帯する浄化槽管理士の資格を証する書類として、「浄化槽管理士免状又はその写し」があるが、写しは原寸大でなければならないか。

A 6 内容が確認できれば原寸大である必要はない。

なお、「浄化槽管理士免状又はその写し」については、顔写真等がないことから本人確認ができないことから、本人確認を行うため運転免許証の提示を求められた場合は対応すること。

Q 7 昔にもらった浄化槽管理士手帳にある浄化槽管理士証でよいのか？

A 7 浄化槽管理士名及び管理士番号等の内容が確認できるものであれば差し支えない。
(顔写真が古くても問題ない。)

Q 8 浄化槽管理士証はどのようにすれば入手できるのか？

A 8 住所所在地の浄化槽協会に申請することになるため、愛知県に住所があれば(一社)愛知県浄化槽協会となる。

【住民票について】

Q 9 どの役員の住民票の添付が必要なのか？

A 9 新規・更新申請時では、監査役(社外も含む)も含め、登記事項証明書に記載されている役員及びそれと同等の権限を有する者すべての住民票が必要であり、変更届出時では、変更により新たに追加された役員となった者の住民票が必要となる。

【清掃の時期・法定検査の受検の時期の通知について】

Q 10 条例第 10 条第 3 項において、浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽の管理者に対し、規則で定める様式により浄化槽の清掃をすべき時期及び法定検査を受けるべき時期を通知することが新たに規定されたが、様式で定める様式を使用せずに(既存の保守点検記録票等を用いて)通知しても良いか？又は記載内容を様式に追加等しても良いか？

A 10 条例施行規則で定められている様式を使用して通知する必要がある。また、記載内容の追加については、様式そのものを変更しなければ構わない。(追記や空きスペースに補足事項等を入れることは問題ない。)

Q 11 保守点検の都度、浄化槽の清掃をすべき時期及び法定検査を受けるべき時期について通知する必要があるか？

A 11 清掃をすべき時期又は法定検査を受けるべき時期の直前の保守点検のタイミングのみで構わない。ただし、それぞれの時期を過ぎても、清掃の実施や法定検査の受検を確認できなかった場合は、再度、通知する必要がある。

Q 12 保守点検業者が清掃業も実施している場合、清掃業者に対して浄化槽管理者へ清掃の時期を通知したことを連絡することはどう対応すればよいか？

A 12 特に対応の必要はない。

Q13 清掃を保守点検業者が手配している場合も浄化槽管理者に通知する必要があるか？

A13 必要がある。清掃を委託するのは浄化槽管理者であるため省略はできない。

Q14 設置の時期によっては、通知が免除される浄化槽があったりするのかな？

A14 免除の規定は特にない。すべての浄化槽が対象となる。

Q15 通知等を行わなかった場合は罰則等があるのかな？

A15 通知等を行わなかったことによる直罰はないが、通知等を行わなかったことに対する行政指導は実施される。また、行わなかったことに起因して適切な浄化槽管理がされず生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽保守点検業者や浄化槽管理者に対し、法第12条に基づく勧告等を行うことがある。

Q16 通知について控えておく必要があるのかな？

A16 浄化槽管理者や清掃業者等から、通知がされていないと通報があった場合、保守点検業者が確かに通知したことを明らかにするため、所持しておくことが望ましい。(浄化槽管理者に通知又は保守点検業者に写しがない場合は、通知していないものと見なし、行政指導することになる。保存期間は、帳簿と同様に3年が適当である。)

Q17 清掃を週1回実施している浄化槽があるが、今回規定された様式7を毎回通知する必要があるのかな？

A17 原則は毎回通知するべきであるが、清掃を月1回以上の頻度で定期的に行っている場合は、契約年度初めに様式7により通知するとともに、別紙で当該年度の清掃予定日を記載した書類を発行し、浄化槽管理者に当該内容で様式7の通知を省略することについて合意を得ることとしても構わない。清掃の実施回数が月1回未満である場合は、清掃実施時期の直前の保守点検の際、毎回通知すること。

【再委託の禁止について】

Q18 再委託の場合、浄化槽管理者の承諾はどのようにすればよいかな？

A18 第三者が確認できるよう、任意の書式で構わないので書面で取り交わすこと。

Q19 下請業者として浄化槽保守点検業務を実施する場合、浄化槽管理士名等について保守点検記録票にはどのように記載すればよいかな？

A19 元請業者と下請業者の連名で下請業者としての浄化槽管理士名を記載すること。なお、元請業者の名前が記載されている用紙を用いる場合は、下請業者の名前と浄化槽管理士名を記載すればよい。なお下請業者の名前がないと、元請業者の浄化槽管理士として、浄化槽保守点検業を行ったと解釈されるため、注意が必要である。

Q20 再委託禁止の規定において、ビル管理会社が間に入っている場合はどのようになるのかな？

A20 ビル管理会社が浄化槽保守点検業務に関し、どのような立場にあるかにより異なる。

① ビル管理会社が、ビルオーナー（マンションの管理組合等を含む。）から浄化槽保

守点検業務を受託している場合は、まず浄化槽保守点検業の登録が必要となり、ビル管理会社が元請業者となる。ビル管理会社から浄化槽保守点検業務を受託した者は、再委託業者（下請業者）となり、さらに委託することはできない。

- ② ビル管理会社が、ビルオーナーと浄化槽保守点検業者の間を取り持つ、仲介業者（斡旋業者）である場合は、浄化槽保守点検業務に関連がない。（契約書上は、ビルオーナーと浄化槽保守点検業者の名前だけで、ビル管理会社の名前はない。）この場合は、浄化槽保守点検業者は下請業者に業務を委託することができる。
- ③ ビル管理会社が、ビルオーナーから浄化槽管理者として業務を受託している場合、ビル管理会社が浄化槽管理者として届出が必要となり、ビル管理会社から保守点検の委託を受けた浄化槽保守点検業者がビル管理会社の承諾を得て再委託することは可能である。一方、浄化槽管理者は浄化槽の維持管理において法律上の義務を負う者であるため、行政の指導や処分を受ける可能性があることに留意する必要がある。

Q21 保守点検実施状況報告は元請業者又は下請業者のいずれが行うのか？

A21 現状、元請業者に行ってもらっている。また、法定検査に記載される浄化槽保守点検業者名も元請業者の名前が記載される。これは、保守点検業務全体の責任の所在が元請業者にあるためである。

Q22 下請業者として実施する際、登録の営業区域に記載していない市町村の業務を受託することはできるか？

A22 元請業者、下請業者ともに、登録した営業区域の市町村でしか業務はできない。

Q23 下請業者として業務を実施し、自分の技術・人員等の範疇では対応が難しい事象（修繕業務など）が生じた場合は、他の業者の助け又は業務自体を他の業者に任せることは可能か？

A23 浄化槽管理者から受託した保守点検業務の責任は、元請業者にあるため、元請業者に説明し、別の業者に改めて再委託してもらう必要がある。下請業者の独自の判断をすることはできない。なお、保守点検の業務の範疇を超える工事・修理業務はこの限りではない。

【浄化槽保守点検契約済証について】

Q24 保守点検業務を契約したときは、契約年月及び浄化槽保守点検業者名等を記載した浄化槽保守点検契約済証をブローワー等に貼付するとあるが、契約の都度、貼付する必要があるか？

A24 契約の都度、実施されたい。

Q25 浄化槽保守点検契約済証は、1年ごとに張り替える必要があるのか。

A25 契約を更新した場合は、更新日を修正する（上からシールを貼る）など更新したことがわかれば、浄化槽保守点検契約済証を張り替えなくてもよい。また、新たに貼りなおす場合は、①上から貼る②はがして貼る③別の場所に貼るのいずれの方法でも構わない。

Q26 清掃業者と保守点検業者が兼ねている場合、1つの点検済証とすることは可能か？
A26 必要な記載内容が書かれていれば可能である。貼付の時期に多少のタイムラグが生じても構わない。

Q27 保守点検契約済みシールに記載するのは、契約年月、初回保守点検年月のどちらを記載すべきか？

A27 契約年月（複数年契約をする場合は、契約期間）とすること。

【優良浄化槽保守点検業者について】

Q28 保健所設置市では優良浄化槽保守点検業者の認定制度は適用されないのか？

A28 現状、保健所設置市での適用はない。

Q29 優良浄化槽保守点検業者のメリットは何か？

A29 現状、登録期間が3年から5年に延長されること。優良浄化槽保守点検業者として県庁ホームページや電話による問い合わせ等で紹介する。

今後、さらなる優遇措置を検討する予定。

Q30 優良浄化槽保守点検業者に申請するためには、所属するすべての浄化槽管理士が研修を受ける必要があるのか？受講していない浄化槽管理士を除いて登録できるか？

A30 すべての浄化槽管理士が申請時の過去2年の間に受講していることが必要となる。（更新時はすべての浄化槽管理士が2年に1度以上受講していること。）また、受けられなかった浄化槽管理士を除いて登録することは可能であるが、登録されていない浄化槽管理士はその業者の浄化槽保守点検業務ができないことに注意すること。

Q31 優良浄化槽保守点検業者において、新たに浄化槽管理士として登録したい場合はどうすればよいか？

A31 浄化槽管理士講習を受講して浄化槽管理士になった者は、講習の受講後2年以内であれば、研修は免除されている。それ以外の者については、受講した者のみしか登録できない。ただし、過去に愛知県で登録されたことのない浄化槽管理士で、愛知県外で業務をしていた者については、他県の受講証（過去2年以内）を提示するとともに、直近の愛知県等が主催する研修を受講する誓約書を提出することでも可とする。

Q32 研修会の日程はいつ知らされるのか？

A32 4月に実施予定の「浄化槽保守点検の実施状況調査」に同封して郵送予定。下半期の日程等で決まっていない場合は、県庁ホームページ等で確認すること。

Q33 役員の就任年月日が公表項目に入っているが、不明の場合はどうしたらよいか？

A33 不明な場合は、会社・法人の登記事項証明書に記載されている就任年月日を記載すること。

Q34 合併処理浄化槽を 100 基以上(保守点検 300 回以上/年)契約し、単独処理浄化槽の契約を持たない業者の優良認定の際の今後の目標は 55%、60%のどちらになるか？

A34 単独処理浄化槽の契約がないことから、令和 2 年度の申請時点においては 60%となる。

【浄化槽管理者について】

Q35 今回の法・条例の改正について浄化槽管理者に対して周知はされているのか？

A35 法改正については官報、条例改正については愛知県公報で公表し、県 Web サイトでも周知をしているが、浄化槽管理者に対し個別に通知はしていない。浄化槽管理者に一番接する機会の多い保守点検業者の御協力いただき、情報提供をお願いしたい。

Q36 特定既存単独処理浄化槽と判定される場合、浄化槽保守点検業者として何か義務があるか？

A36 特定既存単独処理浄化槽と判定されるのは、基本的に法定検査の結果等に基づき、行政が立入検査のうえ、亀裂等が生じるなど、放置すれば重大な支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽である。特に腐敗式等旧構造の単独処理浄化槽については、保守点検の際、水位低下等の異常が見つかれば、その旨を浄化槽管理者に連絡するとともに、所管の県民事務所に連絡すること。

【保守点検項目について】

Q37 今回、浄化槽台帳整備の関係で「臭気」「透視度」「堆積汚泥厚」「スカム厚」を点検項目に入れるよう指導があったが、どの槽について実施するのか？

A37 汚泥が堆積する槽はすべて実施すること。

なお、点検項目については研修内容として実施し、今後、必要な点検項目を規定することを予定している。

Q38 台帳整備に関連し、汚泥厚、スカム厚等の項目を測定し、保守点検記録票等に記載してほしい旨の説明があったが、今後、県はどのように情報収集するのか？

A38 当面は、指定検査機関が法定検査の際、保守点検記録票や清掃記録票を確認し、転記することを想定している。なお、法定検査の結果はすべて県に報告されている。

Q39 今回、新たに規定された特定既存単独処理浄化槽のチェック項目は、保守点検の際、確認する必要があるか？

A39 「特定既存単独処理浄化槽 に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）が環境省から示されている。この中で、重要項目として、①浄化槽本体の著しい破損または変形、漏水の状況②浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上または沈下の状況が挙げられているため、可能な限りこれらの確認をしてほしい。